

# 令和2年度第1回鴨川市人・農地プラン検討会議事録

1 日時及び場所 令和3年3月8日(月) 午後1時35分～午後2時35分  
鴨川市役所 7階会議室

2 委員の現在数 7名

3 出席者 7名(欠席者なし)

総出席者数 10名 委員7名 飯塚会長、腰越委員、小島委員、永井委員、  
糟谷委員、長崎委員、林委員

事務局3名 畠山課長、土岐係長、永井副主査

※ 傍聴者 3名

4 検討会成立の根拠 鴨川市付属機関設置条例第5条第2項

5 議題

- (1) 貝渚地区 人・農地プランについて
- (2) 大里地区 人・農地プランについて
- (3) 下小原地区 人・農地プランについて
- (4) 鴨川市人・農地プラン(全域)について

6 議事の経過の概要及びその結果

開 会 午後1時35分

(司 会) 皆さん、こんにちは。只今より、令和2年度第1回鴨川市人・農地プラン検討会を開会させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、農林水産課課長の畠山と申します。よろしくお願いいたします。

まず、最初にお手元の資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

はじめに、本日の「次第」でございます。

次に「座席表」でございます。

次に「委員会名簿」でございます。

次に「資料1」人・農地プランの具体的な進め方についてでございます。A4版のものになります。

次に「資料2-1」から「2-3」まで、3枚綴りのものが、貝渚地区の「人・農地プラン」でございます。

次に「資料3-1」から「3-3」まで、3枚綴りのものが、大里地区の「人・

農地プラン」でございます。

次に「資料4-1」から「4-3」まで、3枚綴りのものが、下小原地区の「人・農地プラン」でございます。

続きまして、「資料5」鴨川市人・農地プランでございます。

以上でございますけれども、配布漏れ等はございませんでしょうか。

なお、本会議の後「資料2-1」から「資料5」までにつきましては、個人情報記載されておりますことから、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお本日の会議は、お手元の会議次第に従いまして順に進めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、本日の会議は、おおよそ1時間30分程度、午後3時頃の終了を目安として進めて参りたいと存じておりますので、ご協力お願ひいたします。

それでは、開会にあたり小柴副市長より、ご挨拶申し上げます。よろしくお願ひします。

(副市長) 皆さん改めましてこんにちは、副市長の小柴でございます。

本日は令和2年度第1回鴨川市『人・農地プラン』検討会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましてはご多用の中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

令和元年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正されたことで、人・農地プランの運用方法について見直しが行われました。今後地域で中心となる経営体や担い手の確保、また農地中間管理機構の活用方針など将来の農地のあり方、さらには経営の複合化や独自産業化の推進等、地域農業のあり方を地域の話し合いに基づき実質化された集落規模で作成することが求められております。

この、人・農地プランを作成することによりまして、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けると、その貸付割合に応じて、地域集積協力金が交付されえることや、新規就農者に対し、最長5年間に渡り年間150万円の給付を受けることが出来るなど、国の様々な支援が受けられる対象地域となります。このようにこれからの地域農業は、人・農地プランを核に農地の利用集積、集約化を一体的に進めていくこととなります。

この後、貝渚地区・大里地区・下小原地区の3地区の人・農地プラン、及び鴨川市全域の人・農地プランの4議案につきまして諮問させていただきますので、皆様におかれましては十分なるご審議をたまわりますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

(司会) ありがとうございます。続きまして、飯塚会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。飯塚会長お願いします。

(飯塚会長) こんにちは、只今紹介を頂きました、飯塚と申します。よろしくお願い申し上げます。また本日は年度末を迎えまして、田んぼも始まってきて、今、小島組合長とも話をしたんですけれども、もう和泉営農組合さんはすべて黒塗りは終わっていると、また10町歩位は水止めも終わっているというようなお忙しい中を皆様ご出席を賜りまして本当にありがとうございます。

今回は副市長さんからお話もありました通り、人・農地プラン、各地区が3件

ほどございます。それから鴨川市全体が1件。貝渚と下小原と大里とで3件、鴨川市全体で1件ということですので併せまして4件ということで進言をよろしくお願ひしたいと思っております。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

(司 会) ありがとうございます。ここで誠に恐縮ではございますが、副市長につきましては次の公務のため、これをおもちまして退席とさせていただきます。

ここで会議の成立についてご報告をさせていただきます。

鴨川市付属機関設置条例第5条第2項の規定により、この会議の成立につきましては、委員の過半数以上の出席が必要とありますが、本日は委員7名のうち全員の出席を頂いておりますので、本検討会・会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

なお、鴨川市付属機関設置条例第5条第1項の規定に基づきますと、会議の議長は会長が務めることとなっております。

この後の議事の進行役、議長につきましては、飯塚会長に努めて頂きたいと存じます。会長、よろしくお願ひします。

(飯塚会長) はい、それでは少しの間、議長の任につかせて頂きたいと思ひます。

座ったままで失礼させていただきます。

今、会長からお話があった通り規定に基づいたということですので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、円滑に1時間30分程度ということでしたので、その辺を考慮しながら審議を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また議事に入る前に一言お願ひがござひます。本検討会につきましては、鴨川市付属機関等の会議の公開に関する実施要領第3条の規定に基づいて、原則公開となります。会議録につきましても公開していくことということでござひます。

本日は、3名の傍聴者がおります。会議は公開とすることによろしいでしょうか？

-異議なしという声あり-

はい、異議なしということで会議を公開いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、会議の運営にあたりまして先ほども言ひましたが会議録の確認ということで、大変恐縮でございますが、私の方から指名をさせていただきますけれども、それでよろしいでしょうか？

-異議なしという声あり-

ありがとうございます。異議なしということですので、それでは議事録の署名人ということで小島委員さんと糟谷委員さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議件に入りたいと思ひます。お手元の次第の第1ですけれども『貝渚地区 人・農地プラン』についてということで事務局より説明を求めます。よろしくお願ひします。

(事務局) 私、農林水産課の永井です。

それでは資料1の人・農地プランの具体的な進め方に基づいて取り纏めました、各地区のプランについて説明をさせて頂きたいと思います。

まず、貝渚地区から説明をいたします。資料2-1をご覧ください。実質化された人・農地プランですが、

1、対象地区貝渚地区の現状です。アンケートを送付した件数101名、回答者数78名、回答率77.2%、過半数を超えておりますのでこちらでプランを作成いたしました。地権者101名で748筆となっております。

対象地区の現状でございますが、

1. 地区内の耕地面積は54.9ha、
2. アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計が54.9ha、
3. 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計が17.6ha、うち後継者未定の農業者の耕作面積及び後継者不明の農業者の耕作面積は0です。
4. 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計が21.9ha。

2の対象地区の課題ですが、耕作放棄地や高齢化による後継者不足が深刻化し、特に南部地区(基盤整備済)の担い手減少が進んでいるため、新たな担い手の確保が必要。

3番の対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針といたしまして、耕作放棄地や後継者不足が深刻化している農地及び水田利用は、中心経営体である認定農業法人貝渚営農組合が、農地中間管理機構を利用し集積する。

続いて裏面に参ります。貝渚地区内における中心経営体で個人の認定農業者が4名、認定の農業法人が貝渚営農組合、1法人です。

現状ですがA氏が経営作目が施設野菜と水稻で2ha、B氏が水稻と露地野菜で2.1ha、C氏が施設野菜と水稻で1.5ha、D氏が施設野菜で0.3ha、農業法人では水稻と野菜、現在は0ha、今後10年以降ですが個人の認定農業者については現状引き受けられないということで0ha、法人であります貝渚営農組合は21.9ha引き受けられるということです。

次の4番集約化に関する方針を実現するために必要な取り組みに関する方針といたしまして、

農地の貸付け等の意向で、貸付け等の意向が確認された農地は711筆、21.9haとなっております。

次に農地中間管理機構の活用方針ですが、南部と中部地区を重点実施地区とし、将来の経営のうちの集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付ける。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。

次に基盤整備への取り組み方針は、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、中部地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組

む。

次に新規・特産化作物の導入方針については、米等の土地利用型作物以外に、基盤整備された農地を中心に高収益作物などの園芸作物の生産に向け取り組む。

中心経営体である認定農業者法人貝渚営農組合が、加工や輸出に向けた取り組みを進める。

次に生産コストの低減と作業効率化の向上ですが、中心経営体である認定農業者法人貝渚営農組合がライスセンターを建設し、規模拡大、生産コストの低減が図られ、地域農業の中心的な担い手として安定した経営を行うということになっております。

次に資料2-2 現在検討中の貝渚地区の人・農地プラン内の土地利用図で、凡例のところに年齢、75歳未満が黄色、75歳以上が青色、4名の認定農業者、それと現在は貝渚営農組合は貸付けがないので赤色はありません。

次の資料2-3を見て頂くと、これは将来の面積を表しています。赤い所が貝渚営農組合が引き受ける21.9haということで、このような資料になっております。以上です。

(飯塚会長) はい、事務局より説明が終わりました。ご意見等がございましたら受け付けますけれども、ご意見ご質問ございますでしょうか？

特に無いようであれば終結いたしまして、これより採決をさせていただきます。『貝渚地区 人・農地プラン』について賛成の方の挙手を求めます。よろしくお願ひします。

ありがとうございます。全員賛成ということで第1号議案『貝渚地区 人・農地プラン』は可決決定いたしました。ありがとうございます。

次に第2、『大里地区 人・農地プラン』についての説明を事務局より求めます。よろしくお願ひします。

(事務局) では、『大里地区 人・農地プラン』について説明いたします。

大里地区の農地所有者50名、アンケートを送付者50名うち回答者数32名、回答率64%、過半数を超えておりますのでこちらでプランを作成いたしました。

1. 対象地区の現状として地区内の耕地面積は20.7ha、455筆です。
2. アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計が20.7ha、
3. 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計が11.9ha、うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計が9.6ha、また後継者不明の農業者の耕作面積の合計が9.6ha。
4. 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計が0.1ha。
5. 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計が2.5ha。

2番、対象地区の課題といたしまして、農業者の高齢化と兼業化、また農業機械の更新を契機とした離農等により、農業の担い手不足が深刻な状況となっているため、新たな担い手の育成が必要。

今後、農地を守るためには、農地を貸し出して耕作してもらおう。

3番、対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針といたしまして、大里地区の農地利用は、中心経営体である認定農業法人大八営農組合と認定農業者M氏が担い、農地中間管理機構等を活用して、農地を中心経営体に集積して行く必要がある。

裏面に参ります。中心経営体であります認定農業法人であります大八営農組合は、現状で経営作物は水稻と野菜で0.1haとなります。

認定農業者でありますM氏は水稻と野菜で2.1ha、今後農地の引き受けの意向ですが、大八営農組合が2.5ha、M氏につきまして現状は不明ということで0ha。

4番ですが、集約化に関する方針を実現するために必要な取り組みに関する方針といたしまして、

農地の貸付け等の意向で貸付け等の意向が確認された農地は69筆、2.5haとなっています。

次に農地中間管理機構の活用方針ですが、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付ける。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。

次に後継者の取組方針ですが、新規就農者の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、フォローアップを行い、新規就農時の経営負担軽減を図る。

地域の担い手の確保が困難な状況でも、認定農業法人大八営農組合が高収益作物に取り組み新たな担い手を育成する。

資料3-2をご覧ください。こちらは太枠の赤線が現在の人・農地プランの範囲でございます。75歳未満が黄色です。75歳以上が青です。現在認定農業者でありますM氏が緑色で、大八営農組合が赤で表しております。

次の資料3-3を見てください。こちらは将来的に大八営農組合さんが赤でこちらを大八営農組合さんが集積する予定となっております。

以上です。

(飯塚会長) はい、事務局より説明が終わりました。ご意見ご質問ございましたらお受けしますがいかがでしょうか？

無いようであれば質疑を終結いたしまして、これより採決をさせていただきます。

『大里地区 人・農地プラン』について賛成の方の挙手を求めます。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。全員賛成ということで本件は原案通り可決決定いたしました。

続きまして、議題3、『下小原地区 人・農地プラン』についての説明を事務局より求めます。よろしくお願ひします。

(事務局) では、『下小原地区 人・農地プラン』について説明いたします。

1. 土地の所有者は53名、アンケート送付者は53名うち回答者数46名、回答率86.7%、過半数を超えておりますのでこちらでプランを作成いたしました。

地区内の耕地面積ですが、311筆、44.2ha。

2.アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計が44.2ha、

3.地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計が15.9ha、うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計が9ha、また後継者不明の農業者の耕作面積の合計が9ha。

4.地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計が5.2ha。

5.地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計が17.8ha。

2番、対象地区の課題といたしまして、担い手の高齢化による後継者不足が深刻化し、耕作放棄地が増加するため、農地中間管理機構等を活用して、農地を中心経営体に集積していく必要がある。

3番、対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針ですが、下小原地区の農地利用は、中心経営体である認定農業法人下小原営農組合が担い、農地中間管理機構等を通じて、農地を引き受け利用することで、地域の農業・農地を守る。

樹園地及び畑地利用については、中心経営体である認定農業法人下小原営農組合が担っていくほか、新規就農者の育成・確保に向けた取り組みを進める。

裏面に参ります。現在、中心経営体は下小原地区は認定農業法人下小原営農組合のみです。現状といたしまして水稻と野菜で5.2haとなります。今後農地の引き受けの意向といたしまして17.1haとなっております。

4番ですが、集約化に関する方針を実現するために必要な取り組みに関する方針といたしまして、

農地の貸付け等の意向で貸付け等の意向が確認された農地は97筆、17.8haとなっています。

次に農地中間管理機構の活用方針ですが、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付ける。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。

次に新規就農の促進ですが、将来的な中心経営体の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。

農林水産課、農業委員会、安房農協、農業事務所などの関係機関と連携し新規就農者の育成を進める。

次に、新規・特産化作物の導入方針については米等の土地利用型作物以外に、収益性の高い作物などの園芸作物の生産に向けた事業に、中心経営体に取り組む。

次に、鳥獣被害防止対策の取組方針についてですが、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

次に災害対策への取組方針について、水害、高温害等の被害防止のため、地域一体となってパトロール強化に取り組む。以上です。

資料 4-2 をご覧ください。現在の農地利用ですが赤い枠が人・農地プランの範囲でございます。黄色が75歳未満。青色が75歳以上。赤色が現在下小原営農組合が利用している農地です。

次の資料 4-3 をご覧ください。こちらは将来的の土地利用図になりますが下小原営農組合が17.8haを集積して行く予定となっております。

以上です。

(飯塚会長) はい、事務局より説明が終わりました。ご意見ご質問ございましたらお受けしますがいかがでしょうか？

無いようなので、これより『下小原地区 人・農地プラン』について採決をさせていただきますと思います。それでは賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございました。全員賛成ということで本件は原案通り可決決定いたしました。ありがとうございました。

それでは最後になりますが、議題 4、『鴨川市人・農地プラン』について事務局より説明を求めます。よろしくをお願いします。

(事務局) では『鴨川市人・農地プラン』こちらは全域になります。こちらは去年行われました人・農地プランの今年度更新のものとなります。こちらの資料 5 から見て頂きますと、認定農業者の方のお名前、年齢ですとか構成等が載った一覧になります。

次に 9 ページをご覧ください、3. 将来の農地の在り方です。

こちらは

- ・担い手に集積・集約化する
- ・担い手の分散錯圖を解消する
- ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
- ・耕作放棄地を解消する

ということでこちらを対応していきます。

中山間地域等直払い制度において活用する集落は集落協定、集落戦略等によるものとなります。

次に 4 番ですが、農地中間管理機構の活用方針として、

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

こちら中山間地域等直払い制度において活用する集落は集落協定、集落戦略等によるものとなります。

次に 5 番目ですが、近い将来農地の出し手となる者と農地ですが、こちらに 9 ページ 26 ページまでが一覧となっております。

6 番ですが、27 ページをご覧ください。

6、今後の地域農業のあり方ですが、



- ・生産品目の明確化
- ・複合化
- ・6次産業化
- ・高付加価値化
- ・新規就農の促進

ということで、農業者の高齢化が進む中、新たな担い手となる新規就農者の確保につとめる。

耕作放棄地防止のため、地域の話し合いの中で円滑な利用を図る。

次に28ページをご覧ください。28ページから30ページまでは、近い将来出し手となる者の農地ということで、こちらは中山間地域に着払い制度を利用している方の農地となります。

当該区域における今後の地域の中心経営体となる担い手の状況ですが、鴨川市全域で法人が14法人あります、個人が69名となります。

中山間地域直払い制度を利用している方では、平中1地区が5名、大幡地区が9名、成川・山入地区が4名、川代地区が4名、現在担い手はいるが十分ではないという結果となっております。以上です。

(飯塚会長) はい、事務局より説明が終わりました。ご意見ご質問ございましたらお受けしますがいかがでしょうか？

それでは『鴨川市人・農地プラン』について採決をさせていただきます。本件で示された案について賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございました。全員賛成ということでよろしくお願ひします。ご協力ありがとうございました。すべての案件につきまして原案通り可決されました。ありがとうございました。

これより市長への答申書をご用意いたしますので、少しの間休憩とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

～休憩～

(飯塚会長) それでは会議を再開させていただきます。事務局よろしくお願ひいたします。

(事務局) 私、農林水産課の土岐でございます。只今『答申書(案)』をご用意させていただきましたので。内容等につきまして、ご確認頂きたいと存じます。

それでは案の方を読み上げさせていただきます。令和3年3月8日、鴨川市長亀田郁夫様、鴨川市人・農地検討会 会長飯塚和夫、人・農地プラン貝渚地区・大里地区・下小原地区及び鴨川市の人・農地プラン全域について更新。

令和3年2月9日付け鴨農水第41号で諮問のありましたこのことについては、本件で慎重に審議した結果、内容通り更新します。人・農地プラン貝渚地区・大里地区・下小原地区及び鴨川市人・農地プラン全域について原案の通り異議ありません。なお更新にあたり次の通り意見をします。

1.人・農地プランによる将来方針の進捗状況を定期的に確認し、プランの実行

に努めること。

(飯塚会長) はい、ありがとうございます。それでは土岐さんから『答申書(案)』を読んで頂きました。こんな形で市長に答申したいと思いますが、ご意見ご質問等あればお受けいたしますけどどうでしょうか、よろしいでしょうか？

皆さん無いという意見ですのでこの答申書につきましては私から市長に提出させて頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、予定されておりました議題に対しましてすべて終了いたしました。議員の皆様方にはご協力を頂き本当に円滑に会議が開催されましたことを、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

それでは、以上をもちまして議長の職を解かせて頂きます。

以降進行を事務局にお返しいたします。

(司 会) 飯塚会長、議事進行ありがとうございます。

それでは次第の4「その他」といたしまして事務局からお願いいたします。

(事務局) それでは貝渚地区・大里地区・下小原地区 各『人・農地プラン』、『鴨川市人・農地プラン』の今後の手続き及び実質化等について説明をさせていただきます。

まず、貝渚地区・大里地区・下小原地区の人・農地プランにつきましては、本日も審議頂きまして策定されましたので、鴨川市のホームページ上で公表することで実質化されたこととなります。また、千葉県の方にも報告をさせていただきます。

また今後の検討会の開催につきましては、八色地区・上小原地区・南小町地区・川代地区から将来の農地利用や地域農業の在り方等について相談を受けております。こちらのほうの地域の具体的な意向が固まりましたら、検討会を開催させて頂きたいと考えていますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

(司 会) はい、それでは以上を持ちまして本日の会議は全て終了となります。

これを持ちまして令和2年度第1回鴨川市人・農地プラン検討会を閉じさせていただきます。

本日はご審議、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

令和3年3月19日

議事録署名人

小 島 守

糟 谷 英 文